

議案第100号

損害賠償の額を定めることについて

立川水源地前において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和5年1月29日午後6時30分頃、公用給水車を立川町2丁目の立川水源地内の車庫に戻そうとしたが、積雪のためスタックした。脱出しようとして後進した際、隣接する川島鉄工所敷地内に駐車していた氏所有の車両に逆突し、フロント部分を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金302,532円

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。